

○高千穂町姉妹都市交流事業\_南城市尚巴志マラソン交流事業補助金交付要綱

令和8年5月1日

高千穂町姉妹市町村等交流促進協議会

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県南城市で開催される尚巴志ハーフマラソン大会に参加することにより、姉妹都市間のスポーツ交流を促進し、両市町民の友好親善の向上を図るため、参加者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業は、高千穂町姉妹市町村等交流促進協議会(以下「協議会」という。)が実施する。

(対象大会)

第3条 補助対象とする大会は、沖縄県南城市において開催される「2026\_第23回\_琉球国王\_尚巴志ハーフマラソン」(以下「大会」という。)とする。

2 大会の日時及び会場は、次の各号のとおりとする。

(1) 日時 令和8年11月1日(日)

ア ハーフマラソン 午前9時スタート

イ ロードレース(3km) 午前9時30分スタート

(2) 会場 沖縄県南城市文化センター シュガーホール特設会場

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

(1) 高千穂町に住所を有する者

(2) 大会のハーフマラソン又はロードレースに申込みのうえ参加する者

(3) 大会後に開催される後夜祭(歓迎交流会)に参加する者

(4) 18歳以上で心身ともに健康な者

(5) 大会への参加に係る旅程を自己の責任において計画する者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、大会参加に要する旅費等とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、参加者1人につき3万円を上限とする。

2 補助金は、協議会の予算の範囲内において交付するものとする。

3 大会に出走しなかった場合は、その理由の如何を問わず補助対象としない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南城市尚巴志マラソン補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、大会申込が確

認できる書類(エントリー完了画面等)を添えて、協議会事務局へ提出しなければならない。

2 申請は、持参又はファクシミリによる提出を認めるものとする。

(申請期限)

第8条 申請期限は、令和8年7月31日金曜日、午後5時までとする。

(交付決定)

第9条 協議会は、申請内容を審査し、補助金の交付が適当と認める場合は、交付決定を行い、申請者へ連絡するものとする。

(実績報告等)

第10条 交付決定を受けた者は、大会終了後、南城市尚巴志マラソン補助事業実績報告書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、協議会事務局へ提出しなければならない。

(1) 出走が分かる写真又は写真データ 1枚

(2) 後夜祭(歓迎交流会)への参加が分かる写真又は写真データ 1枚

(補助金の返還)

第11条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 大会に出走しなかったとき。

(3) その他協議会が不相当と認めたとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。